

みずほ信託銀行の
「責任ある投資」の活動状況

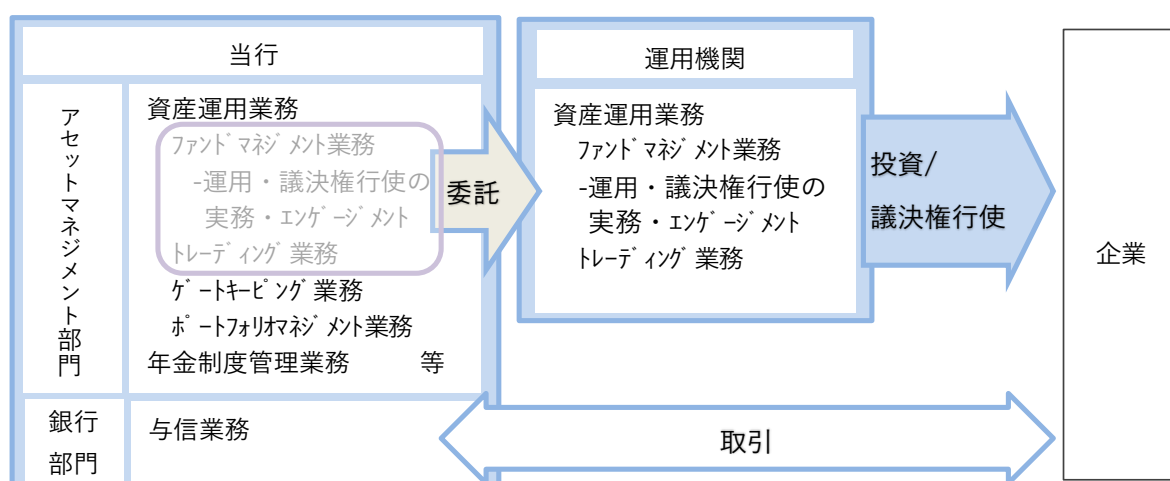
2025 年 9 月

1. みずほ信託銀行の取組体制について ～強固な利益相反管理態勢の構築～

- ✓ みずほ信託銀行（以下、当行）は、資産運用業務のうち議決権行使の実務や目的を持った対話（エンゲージメント）を含むファンドマネジメント業務およびトレーディング業務等を運用機関へ委託しています【図表①】

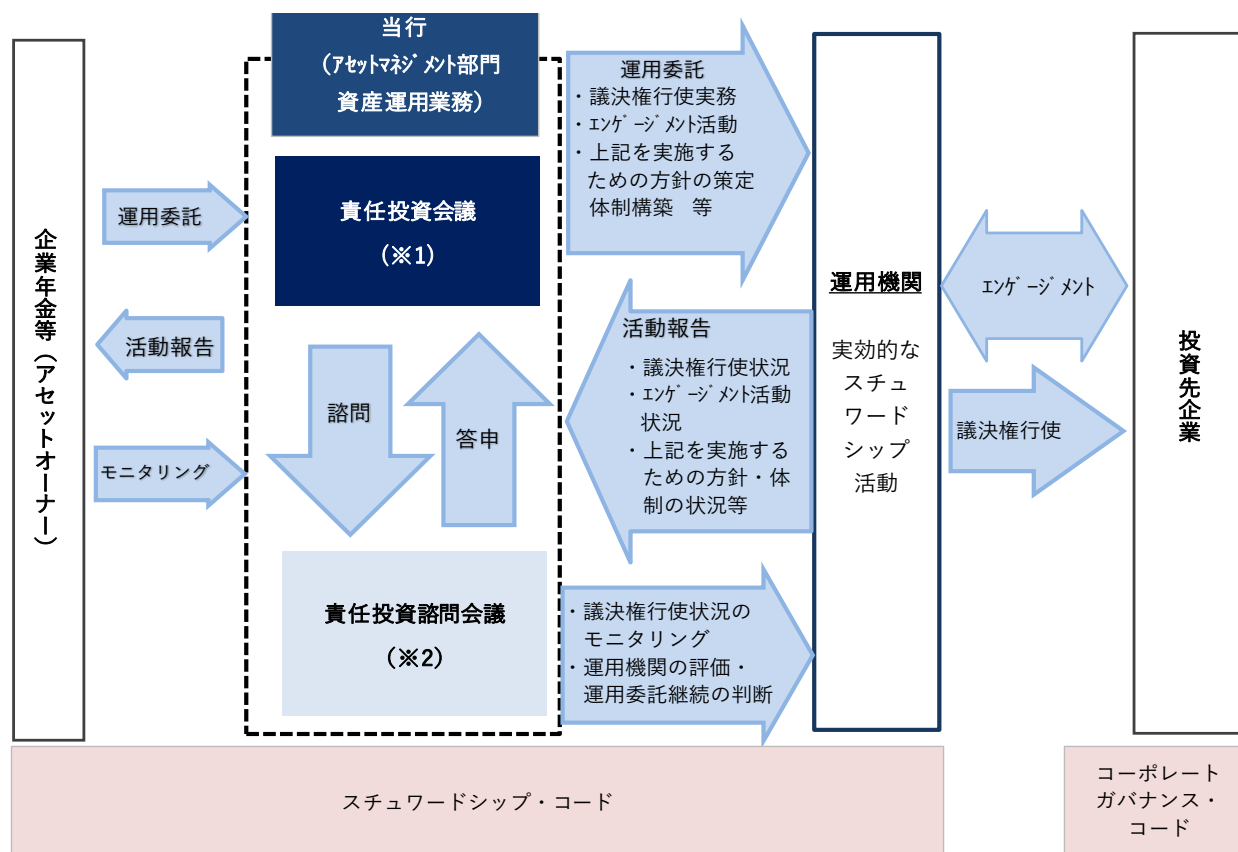
運用機関が議決権を行使する際、当行の法人営業部門から影響を受けない事業ストラクチャーとすることで、強固な利益相反管理態勢を構築しています

【図表①：当行の事業ストラクチャー】



- ✓ 当行は、議決権行使の実務やエンゲージメントを運用機関に委託していることから、運用機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定・公表するとともに、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めています

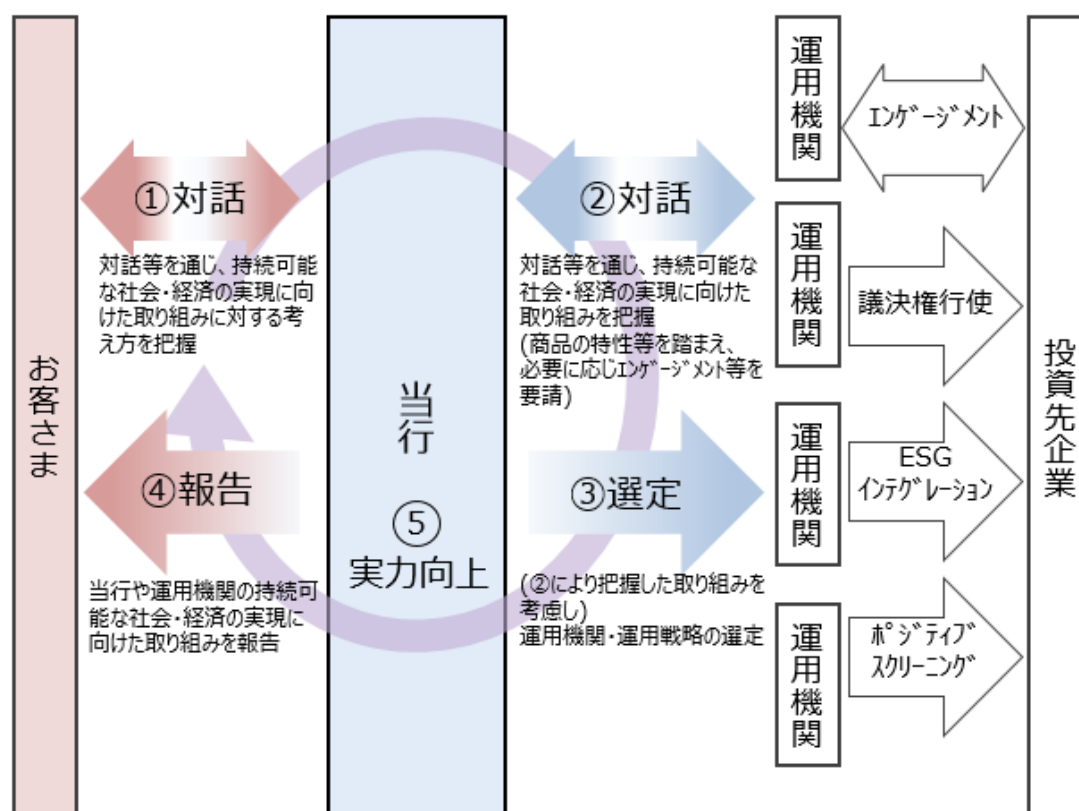
【図表②：当行のスチュワードシップ活動に係る体制図】



	(※1) 責任投資会議	(※2) 責任投資諮問会議
位置づけ	・ 当行および運用機関のスチュワードシップ活動全般について審議・報告を行う会議体	・ 責任投資会議の諮問機関
目的	・ 議決権行使に関する事項、運用機関の選定・評価、当行の自己評価等を審議 ・ 運用機関のスチュワードシップ活動全般に関する対応状況やスチュワードシップ責任の履行状況について議論	・ 責任投資会議における利益相反に係る事項※に関して、第三者の視点から意見具申を行う （※議決権行使ガイドラインの改定、運用委託先の選定・継続等）
構成員	・ アセットマネジメント部門長 ・ アセットマネジメント部門 関係部長 ・ リスク管理・コンプライアンス所管部長	・ 社外有識者等 ・ コンプライアンス統括グループ長 （過半の社外有識者等で構成）

- ✓ 当行は、2019年9月に「責任ある投資への取組方針」を定め、原則としてすべての資産において、持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みを投資戦略やファンド特性に応じて投資判断に活用する責任ある投資を実践しています
- ✓ 当行は、自ら直接的に議決権行使の実務や目的を持った対話（エンゲージメント）を行わないことから、お客さまや運用機関と対話し、把握した持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みに関する考え方や活動内容等を考慮して、運用機関／運用戦略を適切に選定しています
- ✓ 「責任ある投資への取組方針」は以下のウェブサイト公表しています。
<https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unityou/pdf/sekininntoshihosin.pdf>
 なお、具体的な実践方法は、【図表③】のとおりです

【図表③：責任ある投資の具体的な実践方法】



- ✓ 運用機関／運用戦略の選定にあたっては、運用機関のスチュワードシップ活動を含む運用体制やパフォーマンスをはじめ、現地実査や運用における重要人物等との面談を通じた確認・評価（デューデリジェンス）を行っています
- ✓ 運用機関／運用戦略選定後においては、運用体制、運用パフォーマンス等の定期的なモニタリングを実施し、必要に応じ、運用機関と改良等につき議論しています。また、当行の取り組みについても年度ごとに自己評価を行ったうえで、運用機関の取組状況とあわせて報告を行っています

2. 「責任ある投資への取組方針」への実践内容

- ✓ 当行の2019年9月に制定した「責任ある投資への取組方針」にのっとり実践内容は 下表のとおりです

項目※		実践内容
お客さま	① お客さまとの「対話」	・ 当行および当行が運用委託を行っている運用機関のステュワードシップ活動等に関し、お客さまとの対話を実施しました ・ 当行の責任ある投資への取り組みについては「本活動状況資料」「スマート・フォーマット」等を活用のうえ、お客さまに報告しています
	④ お客さまへの「報告」	・ また、運用機関の ESG 等の持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みについては「商品説明資料」「運用報告資料」等を活用のうえ、お客さまに報告しています
運用機関	② 運用機関との「対話」	・ 当行はモニタリング等を通じて、運用機関の持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みを把握しています ・ また、当行は当行の責任ある投資の考え方や取り組みを運用機関に共有のうえ、運用機関の責任ある投資への考え方や取り組みを把握するよう努めています
	③ 運用機関／運用戦略の「選定」	・ 当行は、運用機関の持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みも適切に考慮のうえ、運用機関／運用戦略を選定しています
当行	④ 当行の「実力向上」	・ 国連「責任投資原則（PRI）」の日本ネットワークが主催する会合や外部セミナーへの参加を通じ、責任投資・ESG 投資等に関する知見の向上等に取り組んでいます

※ 前頁の「【図表③】：責任ある投資の具体的な実践方法」と対応

お客さまへの「報告」の具体的な取り組み

- ・ 当行の取り組みについてはウェブサイト等で公表しているほか、日本版スチュワードシップ・コードの内容や取り組みの内容について、個別に説明を行う機会等を設けております

運用機関との「対話」・運用機関／運用戦略の「選定」の具体的な取り組み

- ・ 当行の「責任ある投資への取組方針」の考え方や取組内容を運用機関に説明・共有のうえ、運用機関の「責任ある投資」への考え方や取り組みを把握するよう努めています
- ・ 当行は対話等を通じ把握した運用機関の持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みに関する活動内容も適切に考慮のうえ、運用機関／運用戦略を選定しています
- ・ 当行は資産クラスごとに次のESGに関連するチェック基準を設定し、運用機関のESGに関する取り組みについて、対話等を通じて把握しています
 - － 運用機関／運用戦略のESGへの対応状況（含む、ダイベストメントにかかる対応状況）
 - － エンゲージメントや議決権行使の対応状況
 - － ESGへの取り組みの对外公表状況 等
- ・ また、2023年度には運用戦略におけるソーシャルリターン（社会的利益）の重要度合いを把握可能とするため、当行内の規定として「サステナブル投資体系」を導入し運用戦略の評価等を行っています

当行の実力向上

- ・ PRI各種会議や各種外部セミナー等への参加
 - － 当行では、国連「責任投資原則（PRI）」の日本ネットワークが主催する会合や外部セミナーへの参加を通じ、責任投資・ESG投資等に関する知見の向上等に取り組んでいます

PRI アセスメント結果（2023 年）

- ・ PRIは、署名機関からの自己報告に基づき評価を行っており、2021年から評価項目や内容が一新かつ厳格化されました
- ・ 評価項目や内容と同様にスコアの表示方法も変更されています
(従前の最高A+～最低Eの6段階評価から、5つ★～1つ★の5段階評価に変更)

評価項目	評価
Policy Governance and Strategy	★★★★
Indirect - Listed equity - Passive	★★★★
Indirect - Listed equity - Active	★★★★
Indirect - Fixed income - Passive	★★★★
Indirect - Fixed income - Active	★★★★

ご参考：国連「責任投資原則（PRI）」への取り組み

- ・当行は、2006年9月に機関投資家や年金基金等の投資の意思決定プロセスにおいて「環境」「社会」「ガバナンス」に配慮する視点を取り入れるように定めた国連「責任投資原則（PRI）」に署名しています
- ・アセットマネジメント部門においては、PRIの原則ごとに取組方針を定め、ESG課題への取組推進を図っています

【アセットマネジメント部門における国連「責任投資原則」への取組方針】

原則		取組方針
原則 1	私たちは投資分析と意志決定のプロセスに ESG の課題を組み込みます	・当部門では、運用委託先に対して、投資プロセスに ESG の課題を組み込むことを求めます ・また、運用委託先の上記取組状況については、適宜モニタリングにて確認します
原則 2	私たちは活動的な所有者になり、所有方針と所有慣習に ESG 問題を組み入れます	・当部門では、運用委託先に対して、エンゲージメントを重視し、投資方針・投資行動に ESG 課題を組入れることを求めます ・また、運用委託先の上記取組状況については、適宜モニタリングにて確認します
原則 3	私たちは、投資対象の主体に対して ESG の課題について適切な開示を求めます	・当部門では、運用委託先に対して、投資対象の主体に ESG の課題について適切な開示を行うよう求めます ・また、運用委託先の上記取組状況については、適宜モニタリングにて確認します
原則 4	私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います	・当部門では、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います ・また、運用委託先に対しても、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行うよう求めます
原則 5	私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します	・当部門では、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します ・また、運用委託先に対しても、協働するよう求めます
原則 6	私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します	・当部門では、お客さまに本原則への活動状況や進捗状況について報告します

3. スチュワードシップ・コードの原則ごとの主な取り組みと自己評価について

原則1：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- ✓ 『『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》へのみずほ信託銀行の取組方針』（以下、当行取組方針）の公表
- ・ 当行は、2014年2月に金融庁が策定した『「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》』の趣旨に賛同し、それを受け入れるとともに、当行取組方針を策定・公表のうえ、スチュワードシップ責任を果たすべく活動してまいりました
- ・ 2020年3月、金融庁が『「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》』を再改訂したことを踏まえ、「スチュワードシップ責任」を果たすにあたり有用と考えられる8つの諸原則についての当行取組方針を公表しています
- ・ 当行の最新版の取組方針につきましては、以下のウェブサイトをご参照ください
<https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/pdf/stewardship.pdf>
- ✓ 当行は、議決権行使の実務やエンゲージメントを運用機関に委託していることから、運用機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定・公表するとともに、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めています

- ✓ 運用機関の取組状況については、運用機関の自己評価や投資先企業とのエンゲージメント状況等を踏まえながら、「責任投資会議」においてモニタリングするとともに、運用機関の全体評価に反映しています

【運用機関に対する主なモニタリング項目】

項目		運用機関に対する主なモニタリング内容
原則 1	明確な方針の策定・公表	・ スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針の策定・公表とともに、実効的なスチュワードシップ活動を行っているか ・ 明確な方針を見直すとともに、スチュワードシップ活動の改善・向上に取り組んでいるか
原則 2	利益相反管理	・ 利益相反が生じる局面を具体的に特定する等、利益相反を回避への具体的な方針を策定・公表しているか ・ 利益相反体制の堅確性に問題はなく、公表しているか
原則 3 原則 4	企業の状況把握と対話による課題共有	・ 投資先企業の状況把握を継続的・実効的に行っているか ・ 投資先企業とのエンゲージメントにより財務面・非財務面での認識の共有を図り、運用戦略と整合的で中長期的視点に立ったエンゲージメントや議決権行使を行っているか
原則 5	議決権行使	・ 議決権行使の明確な方針を持ち、公表しているか ・ 投資先企業とのエンゲージメント内容等を踏まえ、方針に基づきすべての議決権を行使し、行使結果を公表しているか ・ 重要と判断される議案では理由も含め公表しているか
原則 6 原則 7	顧客・受益者への報告、実力向上	・ スチュワードシップ責任を果たすための取組状況について、当行へ報告をおこなっているか ・ 運用機関の経営陣自らがスチュワードシップ活動の課題に対する取り組みを推進しているか

2024 年度 自己評価	◆ 当行は当行取組方針に基づき、引き続きスチュワードシップ活動を推進しています
	◆ また、運用機関のスチュワードシップ活動を受領した資料・自己評価等を通じてモニタリングを行っています
	◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えており、当行取組方針については必要に応じて見直しを行い、公表してまいります

※当行の自己評価は、責任投資会議において前年度の活動実績を審議したうえで公表しています

原則 2：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

✓ 利益相反管理・ガバナンス強化の高度化

- ・ 当行は、資産運用業務を行う部署と融資等の取引がある法人営業部門との間で情報遮断を行う等、スチュワードシップ責任を果たすうえで管理すべき利益相反については、行内規程にのっとり厳格に管理しています
- ・ また、当行は、利益相反管理の高度化とガバナンスの強化のため、次の取り組みを行っています

項目	取組内容
利益相反管理の高度化	(a) 資産運用業務の分離 ・ 資産運用業務のうち議決権行使の実務やエンゲージメントを含むファンドマネジメント業務、トレーディング業務等を運用機関へ委託することで、運用機関が議決権を行使する際、当行の法人営業部門からの影響を受けない体制を構築済
	(b) 議決権行使部署等との情報遮断 ・ 運用機関の議決権行使部署と当行の営業部店全職員との間で個別銘柄の議決権行使に関わるすべての情報を遮断 ・ 当行は、当行の営業部店全職員に対し、議決権行使に関する事案について運用機関の議決権行使部署への接触を禁止
	(c) 人事異動の制限 ・ 運用機関の議決権行使部署への人事異動等は、みずほフィナンシャルグループの人事部門にて、当行の法人営業を担う部署等を離任後 5 年間経過後に制限する運営を実施
ガバナンス強化	(a) 「責任投資諮問会議」の設置 ・ スチュワードシップ活動に関し、利益相反防止等のために必要と考えられる事項のうち「責任投資会議」にて審議した事項について諮問する会議体を設置 (委員は社外の有識者が過半を占める等、透明性を確保) ・ 責任投資諮問会議の答申に基づき、必要な改善・是正について「責任投資会議」で十分に議論し、当行のスチュワードシップ活動の継続的な向上につなげる体制を構築 (2024 年度は 10 月・2025 年 3 月に、「責任投資会議」の審議事項のうち利益相反防止等のために必要と考えられる事項に関する諮問が行われ、問題がない旨の答申を受領)

2024 年度 自己評価	◆ 当行は、利益相反管理方針の概要をウェブサイト公表しています ◆ 当行は、上記のとおり、利益相反管理の高度化とガバナンスの強化を行っています ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えており、今後も適切な利益相反管理に努めてまいります
-------------------------	--

原則 3：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

原則 4：機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

✓ 運用機関におけるスチュワードシップ活動のモニタリング・評価

- ・ 当行は、議決権行使の実務やエンゲージメントを運用機関に委託していることから、運用機関に対し、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めています
- ・ 当行は、運用機関が投資先企業の状況の把握を継続的に行い、実効的な把握、認識の共有、より積極的な中長期的視点に立ったエンゲージメントを行っているか等の観点で活動状況を「責任投資会議」にてモニタリングし、その結果を運用機関の評価に反映しています

✓ 運用機関における持続可能な社会・経済の実現に向けた取組状況の把握

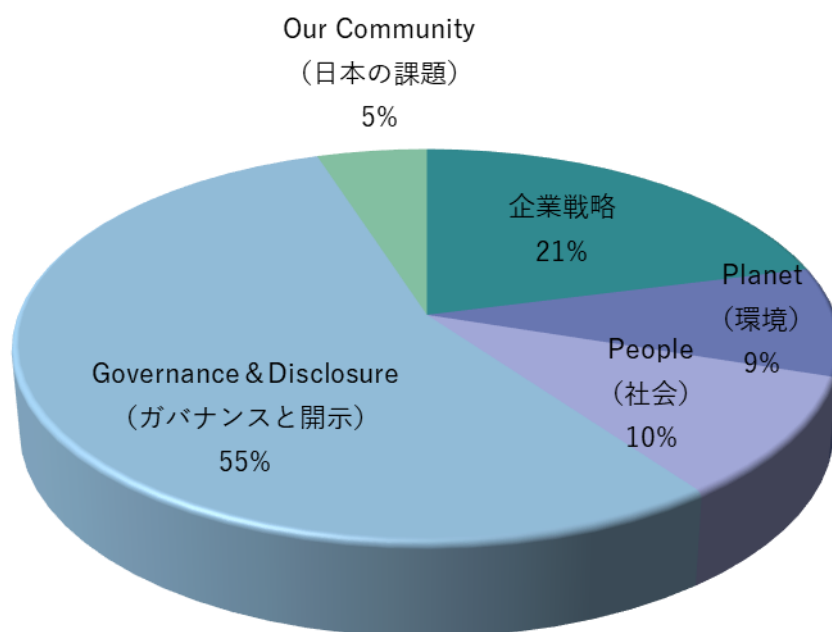
- ・ 当行は資産クラスごとにESGに関連するチェック基準を設定し、運用機関のESGに関する取り組みについてモニタリング等を通じて把握しています
- ・ 当行は対話等を通じ把握した運用機関の持続可能な社会・経済の実現に向けた取り組みに関する活動内容を適切に考慮のうえ、運用機関／運用戦略を選定しています

ご参考：当行の運用委託先であるアセットマネジメント One 株式会社（以下、AMOne）
の 2024 年度の国内株式におけるエンゲージメント活動内容

【エンゲージメント活動のテーマ割合】

テーマ		2024 年度
企業戦略	企業戦略、業績、資本構造／財務戦略	21%
Planet（環境）	気候変動、生物多様性、水資源、サーキュラーエコノミー、大気・水質・土壌汚染、持続可能なフードシステム	9%
People（社会）	ダイバーシティ & インクルージョン、ビジネスと人権、健康とウェルビーイング	10%
Governance & Disclosure （ガバナンスと開示）	取締役会・企業統治、資本効率、買収防衛策、リスクマネジメント、サステナビリティ経営、サプライチェーンマネジメント、ビジネス倫理	55%
Our Community （日本の課題）	地方創生（地域社会）、デジタルトランスフォーメーション	5%

【2024 年度のエンゲージメント活動のテーマ割合】



【各テーマに関するエンゲージメント活動事例】

事例1：サーキュラーエコノミー／リサイクル・リユース

- ・大手家電量販店チェーンに対し、リサイクル・リユースを促進する対話を継続的に実施してきた事例
- ・リユースビジネスが環境事業として独立し、十分に高い利益率を確保するまでに至ったもの

アナリストの 問題意識

- ・大量生産・消費型の経済発展は、地球規模での環境負荷を強め企業活動の制約要因となっており、取り組みの遅れは企業価値の毀損に直結
- ・一方、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す企業活動は、本業の競争力強化につながる可能性が高い

対話内容

- ・リユースビジネスと家電小売事業とのシナジー発現を提言
- ・リユース目標の設定、リサイクル・リユース品の店頭での販売等に取り組み、資源循環の仕組みを構築したことを評価

A社の 対応／回答

- ・A社より
 - －パソコンのリユースは目標を達成する見込み。一方、家電4製品（TV、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）のリユースは、廃家電の回収が想定通りに進まず目標には達しないが順調に増加
 - －リユースビジネスは、環境事業としてセグメントの1つとなるまでに成長
 - －環境事業の収益率は全セグメント中で最も高く、優良な事業となっている。環境事業の今後の設備投資も計画。新たな設備の稼働により、今後はさらに利益率を高めていく方針である
- との回答を得た

事例 2：気候変動／CDP 気候変動スコアの改善

- ・ 資源・エネルギー関連ビジネスのウェイトが高い B 社に対し、CDP 気候変動スコアの改善を含めた取組強化を促してきた事例
- ・ B 社は「TCFD 提言に基づく情報開示」と題するレポートを作成・開示し、CDP 気候変動スコアを「A-」に上昇にさせることができた

アナリストの 問題意識

- ・ 地球温暖化問題の企業活動への影響は着実に増しており、取り組みの遅れは企業価値の毀損に直結
- ・ 一方、気候変動に対する先進的な取り組みは、リスク抑制や本業の競争力強化につながる可能性が高い
- ・ 資源・エネルギー関連ビジネスのウェイトが高い企業として、気候変動への取り組みは積極的な対応が必要

対話内容

- ・ TCFD 提言に沿ったシナリオ分析および 2050 年ネットゼロに向けた議論を深めるとともに、環境課題の解決を企業価値向上につなげる CSV 経営の更なる浸透および取り組みの実効性向上を促した
- ・ SBT(1.5°C) 認定まで踏み込んだシナリオ分析実施、2050 年ネットゼロ・2030 年中間マイルストーン（GHG インパクト半減）を明示
- ・ CDP 気候変動 2023 年スコアが「A-」にアップしたことを評価したうえで、SBT(1.5°C) 認定取得等更なる取組強化を促進

B 社の 対応／回答

- ・ B 社より
 - － これまでの指摘を参考に、社外コンサル・CDP コンサルも活用しながら、TCFD 提言に基づく開示内容の充実とともに、石炭火力からの段階的な撤回や再生可能エネルギー事業を拡大
 - － CDP 気候変動スコアも「A-」まで向上することができた
 - － SBT(1.5°C) 認定については、オイル＆ガスを扱っていることからハードルは高いが前向きに対応していきたい
- との回答を得た

事例3：DE&I／人的資本経営の推進

- ・ 企業経営と人的資本の関係について深い問題意識を持っていた C 社と継続的に対話してきた事例
- ・ 人的資本経営に関するレポートが作成され、グループ経営と人的資本の関係や、人材戦略自体が明確に整理。なお且つ情報開示もしっかり行われていることを確認

アナリストの 問題意識

- ・ 産業構造、価値観が複雑化、多様化する中、DE&I への取り組みの遅れは企業価値の毀損に直結
- ・ 性別、人種、国籍、宗教等に基づく差別を解消するにとどまらず、イノベーションや競争優位性の根幹として DE&I の推進が必要

対話内容

- ・ ウェルビーイングの定義を明確化して、方向性を示していくことが人的資本経営を推進するうえで重要であるとの考えを示していたことから、このような一連の行動が企業価値向上につながっているのか確認

C 社の 対応／回答

- ・ C 社取締役より、
 - － 競争力のある商品があるから変革志向が弱い、あるいは自分で考える人が少ないとの意見があるが、これは社員の能力の問題ではない。我々は、社員をいかし、社員と会社の成長を両立させることをめざしている
 - － 従業員エンゲージメントにより、自主的に社員の自己改善サイクルが動くところまで持って行きたいと考えている。人事評価については、グループ内では同じ土俵、同じ尺度で人事評価が行われる仕組みを作り上げている
 - － 人事戦略はエンドレスであるが、従来と比較してステージは一段上がっていると思う
- との回答を得た

2024 年度 自己評価	◆ 当行は、運用機関が「投資先企業の状況（含む非財務面）を的確に把握しているか」「エンゲージメントを通じて投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めているか」等を定期的にモニタリングしています ◆ また、当行は、モニタリング等の結果を運用機関の評価に反映しています ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えています。 モニタリング結果等を踏まえ、運用機関との双方向での議論等を通じ、運用機関による投資先企業の適確な状況把握等を促してまいります
-------------------------	--

原則 5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

✓ 「受託資産運用における議決権行使ガイドライン」（以下、「議決権行使ガイドライン」）の見直し

- ・ 当行は、2025年3月に議決権行使方針である「議決権行使ガイドライン」および議決権行使の判断基準である「議案判断基準」の改定を「スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の議論の状況等をふまえ検討し、2025年4月1日付で改定しました

【主な改定内容】

改定項目	改定内容
議決権行使ガイドライン	運用機関・業界動向を踏まえ、「4. 議決権行使基準」において以下のとおり変更しました ・ A. 執行・監督機関に関する議案（1）取締役会③取締役会の構成 東証プライム市場上場企業において指名・報酬委員会が、取締役の指名や報酬に関して透明性や説明責任を高める仕組みとして定着してきたことから、「指名委員会等設置会社の場合は、指名委員会の構成員の再任に原則反対する」ことを追記しました ・ C. ガバナンス全般・その他に関する議案(1)買収防衛策① 買収防衛策に関する議案 従前より「必要性和合理性が十分で、かつその内容が経営者の恣意性を排除するものであるべきと考える」旨を定めておりましたが、買収防衛策について厳格化を行い、「原則反対する。ただし、有事において導入される買収防衛策については、内容を踏まえて個別に検討のうえ判断する」としました

議案判断基準	・ 株式報酬（ストックオプション含む） 議決権行使ガイドラインにおいて、従前より「企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を担う取締役に対する株式報酬制度の導入については、原則として賛成する」旨を定めておりましたが、今般の議案判断基準の改定で「1円オプション等、極端に行使価格が低いケースは譲渡制限付き株式報酬と同等とみなす」旨を追記しました ・ 剰余金処分（配当） 議決権行使ガイドラインにおいて、従前より「剰余金処分により財務が不安定になる可能性がある」と判断される場合は、当処分案の妥当性を個別に判断する」旨を定めておりましたが、今般の議案判断基準の改定で「ROE水準が8%未満（赤字企業除く）の中でも低位の企業に対しては、総配当性向の水準の引き上げも考慮して行使判断を行う」としました
--------	--

✓ 議決権行使にあたっての考え方

- ・ 当行は、運用機関が議決権行使実務を行うにあたり、単に形式的な判断基準にとどまることなく、投資先企業との建設的な目的を持った対話（エンゲージメント）に基づき、賛否判断を行うことを重視しています
- ・ また、当行の親会社等の議決権については、運用機関において、第三者である議決権行使助言会社等を活用することを求めている、利益相反を適切に管理しています

✓ 投資先企業および議案ごとの議決権行使結果の公表

- ・ 当行は、「議決権行使ガイドライン」を運用機関に提示し、運用機関は当行が策定した当該ガイドラインにのっとり、議決権行使の実務を行っています
- ・ 2017年8月以降、当行は個別の投資先企業および議案ごとの議決権行使結果を以下のウェブサイトにて四半期ごとに公表しています
- ・ また、当行は2020年5月以降、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案等については、賛否を問わず、その理由を公表しています

https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/giketsuken_koushi.html

2024 年度
自己評価

- ◆ 当行は、議決権の行使についての明確な方針である「議決権行使ガイドライン」を制定・公表しています。また、当該ガイドラインは、責任投資会議にて議論を行い、定期的に見直しを行っています
- ◆ 議決権行使における透明性の確保を図るべく「四半期ごとに個別投資先企業および議案ごと」に議決権行使結果を公表しています。
また、投資先企業との建設的な対話に資する観点から「重要と判断される議案等」については、賛否を問わず、その理由を公表しています
- ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えています。今後も投資先企業の持続的成長に資するべく「議決権行使ガイドライン」を定期的に直すとともに、運用機関の議決権行使結果をモニタリングしてまいります。
また、当行はモニタリング結果等を踏まえ、議決権行使の取り組みの向上を図ってまいります

原則 6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

✓ スチュワードシップ活動の報告

- ・当行は、お客さま（年金基金等のアセットオーナー）に、当行のスチュワードシップ活動について報告しています
- ・また、当行ウェブサイトにおいても「みずほ信託銀行の「責任ある投資」の活動状況」「議決権行使ガイドライン」「個別投資先企業および議案ごとの議決権行使結果」を公表しています

✓ 「日本版スチュワードシップ・コード対応報告様式」（スマート・フォーマット）による報告

- ・当行は、主要なスチュワードシップ活動項目で構成される業界共通の「日本版スチュワードシップ・コード対応報告様式」（スマート・フォーマット）にのっとり、当行の取組状況をお客さまに報告しています
- ・また、お客さまのご依頼に基づき、個別説明も行っています

2024 年度
自己評価

- ◆ 当行は、当行のスチュワードシップ活動について、ウェブサイトを通じた「みずほ信託銀行の「責任ある投資」の活動状況」「個別投資先企業および議案ごとの議決権行使結果」の公表等により、定期的にお客さまへ報告しています
- ◆ また、お客さまの個別ニーズに応じた報告も行っています
- ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えています。
今後も当行のスチュワードシップ活動等については、ウェブサイトを通じて公表する等、お客さまの利便性・コスト等を考慮し、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫してまいります

原則 7：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

✓ 実力向上に向けた取り組み

- ・ 当行では、国連「責任投資原則（PRI）」の日本ネットワークが主催する会合や外部セミナーへの参加を通じ、責任投資・ESG投資等に関する知見の向上等に取り組んでいます
- ・ 当行が運用委託を行っている運用機関においても、スチュワードシップ責任を果たすための体制整備や実力向上に向けた取り組みを実施されていることを、モニタリングを通じて把握しています

✓ スチュワードシップ活動の「責任投資会議」でのモニタリング

- ・ 当行では、スチュワードシップ責任を果たすため、当行および運用機関の各原則への対応状況や履行状況等スチュワードシップ活動の状況を「責任投資会議」にて定期的にモニタリングを行い、更なる改善や向上に向けた議論を必要に応じて実施しています

2024 年度
自己評価

- ◆ 当行は、実力向上を図る取り組みを継続的に実施しており、現時点において適切な対応を行っていると考えています
- ◆ 当行は、運用機関等との情報交換等を通じ、自らもこれまで培ったスチュワードシップ責任を果たすための知見や実力を向上させるとともに、その知見や実力をいかし、業界全体の実力向上の一助となるよう、「責任ある機関投資家」として積極的に取り組んでまいります

原則 8：機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすにあたり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

✓ 利益相反管理態勢の構築・公表

- ・当行は、フィデューシャリーマネジメント業務のメニューの1つとして、お客さまの中長期的な投資リターンの拡大を支援するために、運用機関の評価・選定に関するサービスを提供していましたが、当該業務の取り扱いは2022年3月をもって終了しました
- ・なお、当行の現時点における利益相反管理方針の概要は以下のウェブサイトに掲載しています

<https://www.mizuho-tb.co.jp/coi/index.html>

2024 年度
自己評価

- ◆ 当行は、運用機関の評価・選定に関するサービス提供に関する業務の取り扱いを、2022年3月をもって終了しております
- ◆ 当行は、今後も適切な利益相反管理に努めてまいります

以上